

剣道四・五段審査会要項

山形県剣道連盟

1. 日 時 令和8年2月15日(日) 受付時間 午前9時00分~9時30分
審査開始 午前10時

2. 会 場 山形県総合運動公園 剣道場 (天童市山王1-1 電話 023-655-5905)

3. 審査科目 (1) 実技
(2) 日本剣道形 (実技審査合格者のみ)
(3) 学科 (実技審査合格者のみ)

4. 受審資格 段位を受審しようとする者は、本連盟の会員であり下記の条件を満たさなければ
ならない
(1) 四段の部 令和5年2月末日以前に三段を取得した者
(2) 五段の部 令和4年2月末日以前に四段を取得した者

5. 申込方法・申込期限

- (1) 受審希望者は、「剣道段位審査申込書」に審査料を添えて、所属剣連を通して各地区剣道連盟事務局に1月29日(木)必着で申し込むこと。
- (2) 各地区剣道連盟は、各地区別に受審者を一括した「剣道四・五段審査申込書」に、各個人別の申込書に審査料を添え、2月5日(木)必着にて山形県剣道連盟事務局(会長宛)に申し込むこと

6. 審査料 8,000円 (四・五段とも同額)

7. 合格発表 (1) 審査は、①実技 ②日本剣道形 ③学科 の順序で実施する。
それぞれの審査終了後、受審番号により合格者を発表する。
(2) 学科審査終了後に最終合格者を受審番号により発表し、当日に合格決定通知を配布する。

8. 携行品 (1) 剣道具一式
(2) 木刀(大小)
(3) 筆記用具(鉛筆またはボールペン)
(4) 面マスクまたはマウスガード

9. 再受審 審査において、日本剣道形または学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。ただし、審査日から 1 年以内で、回数は 1 回限りとする。
10. その他.
- (1) 前段取得の記入にあたっては、必ず証書で確認すること。
 - (2) 審査にあたって、受審者は垂の名札をはずし、受審番号を付けるものとする。
(受審番号は主催者で準備する。)
 - (3) 実技審査は 4 人 1 組でリンク方式により実施することを原則とするが、その順序は下記のとおりとする。
 - ① A — B
 - ② C — B
 - ③ C — D
 - ④ A — D
 - (4) 四・五段審査の受審にあたって、日本剣道形の稽古を十分に重ねるとともに、学科についても、しっかり学習して審査に臨むこと。
 - (5) 受審者は、各自保険に加入し受審すること。
 - (6) 受審者は、健康保険証を持参すること。

学科問題

- 四段の部
- (1) 打突の好機（打つべき機会）について説明しなさい
 - (2) 守・破・離について説明しなさい
 - (3) 一眼二足三胆四力について説明しなさい
- 五段の部
- (1) 四戒について説明しなさい
 - (2) 懸待一致について説明しなさい
 - (3) 有効打突について（剣道試合・審判規則第 12 条を中心に説明しなさい）

四段・五段の部とも 3 問のなかから 2 問出題します。